相続債権者又は受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市新旭町太田一五二〇番地、最後の住所滋賀県高島市新旭町饗庭一一三八番地九　被相続人　亡　大塚　勇三

右被相続人の相続人のあるとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月一日

滋賀県大津市京町三丁目三番二八号京町法律事務所　相続財産管理人　田口　勝之

相続債権者又は受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市今市町八四五番地四八、最後の住所奈良県生駒市俵口町一二〇〇番地四ロイヤル一一二　被相続人　亡　後藤　大祐

右被相続人の相続人のあるとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月一日

奈良市登大路町五番地修徳ビル二〇四号

飯田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　誠

相続債権者又は受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市幸町ロ一九四五番地、最後の住所島根県益田市横田町八一六番地一

被相続人　亡　**廣瀬**　進

右被相続人の相続人のあるとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月一日

島根県益田市乙吉町イ九六―五　ビジネスコート乙吉三階

相続財産管理人　弁護士　真鍋　俊枝

相続債権者又は受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡中城村字浜一五一番地一、最後の住所沖縄県宜野湾市大謝名二丁目七番一九号すみれ荘　被相続人　亡　仲田　正弘

右被相続人の相続人のあるとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月一日

沖縄県宜野湾市真志喜三丁目一六番一一三号

ロー半真志喜一〇一号室

相続財産管理人　大三　達館

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整理のために無縁墳墓等について改葬するとになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬するとになりますのでご了承ください。

平成二十七年五月一日

一、墳墓等所在地　岩手県盛岡市大慈寺町一番五号

一、墳墓等の名称　宗教法人久昌寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　岩手県盛岡市大慈寺町一番五号　宗教法人久昌寺　代表役員　海野　朋孝

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月一日

大阪府寝屋川市木田元宮一丁目一番一号

エクセディ企業年金基金

清算人　諫早　和弓

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年四月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務はイオン企業年金基金が承継しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月一日

東京都杉並区阿佐ヶ谷南一丁目三二番一〇号

イオンマーケット株式会社

確定給付企業年金清算人　渡邊　正幸

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年5月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①有限会社ブルーム　②第3種旅行業　③北海道知事登録旅行業第3－617号　④有限会社ブルーム　札幌市豊平区美園7条2丁目5番16－1102号　取締役　橋本和子　⑤本社営業所　札幌市豊平区美園7条2丁目5番16－1102号　⑥平成24年1月20日　⑧平成27年4月7日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市豊平区美園7条2丁目5番16－1102号　有限会社ブルーム　取締役　橋本和子

B　①有限会社トラベルハウス　②第3種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第3－302号　④有限会社トラベルハウス　群馬県前橋市下大島町547－8番地　代表取締役　増田道治　⑤有限会社トラベルハウス　群馬県前橋市下大島町547－8番地　⑥平成5年4月22日　⑧平成26年4月22日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県前橋市下大島町547－8番地　有限会社トラベルハウス　代表取締役　増田道治

B　①株式会社フィールドゲート（フィッシングプランニングオフィス）　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－5428号　④株式会社フィールドゲート　東京都千代田区岩本町二丁目8番2号　代表取締役　村田善夫　⑤本社営業所　東京都千代田区岩本町2－8－2保科ビル本館2F　⑥平成16年3月23日　⑧平成27年4月1日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区岩本町二丁目8番2号　株式会社フィールドゲート　代表取締役　村田善夫

B　①サンシャイン観光株式会社　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－5703号　④サンシャイン観光株式会社　東京都中野区弥生町五丁目5番11号　代表取締役　原山典士　⑤本社営業所　東京都中野区弥生町5丁目5番11号　⑥平成18年1月26日　⑧平成27年3月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中野区弥生町五丁目5番11号　サンシャイン観光株式会社　代表取締役　原山典士